

会長声明

宮城県行政書士会
会長 佐々木 政勝

会員の逮捕について

去る2月16日、当会会員が建設業法違反容疑で逮捕されたという報道がなされました。報道によれば、これは代理権の信頼を損なう、行政書士制度を揺るがしかねない由々しい事件です。関係各位、県民の皆様にご迷惑ご心配をおかけし、謹んでお詫び申し上げます。

当会では、毎年、機会を捉えてはコンプライアンス研修を積み重ねているところであり、当該事件は誠に遺憾です。事件の捜査を注視して、対応して参ります。

日本行政書士会連合会は、不正事案の発生防止、国民の信頼確保のため、全国の会員全員にコンプライアンス研修を義務付けます。これに従い、宮城県行政書士会は今春より本研修を実施し、一層再発防止に努力して参る所存です。

以上